

第12回京都府肝炎対策協議会（書面開催）

次 第

報告事項

＜制度改正＞

- 京都府ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領の改正について
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（案）について

＜取組報告＞

- 令和元年度及び令和2年度の京都府の肝炎対策について
- 出張肝炎ウイルス検査の取組みについて
- マンガを活用した肝炎ウイルス検査啓発について
- 肝炎コーディネーター制度について

京都府肝炎対策協議会 委員

任期 令和4年3月31日まで

	氏名	所属団体・役職	備考
肝疾患連携 拠点病院	高井 淳	京都大学大学院医学研究科助教 (消化器内科学)	
	山口 寛二	京都府立医科大学大学院医学研究科講師 (消化器内科学)	
医療 関係団体	禹 満	一般社団法人京都府医師会 理事	
	友沢 明徳	一般社団法人京都府薬剤師会 常務理事	
	長谷川 泰子	公益社団法人京都府看護協会 第一副会長	
	中島 智樹	済生会京都府病院診療部長・感染症制御部長 (京都府感染症対策委員会 肝炎部会長)	
	香川 恵造	一般社団法人京都府病院協会 監事	
	富士原 正人	一般社団法人京都私立病院協会 副会長	
患者・家族 代表	田中 征一郎	京都肝炎友の会 世話人	
行政機関	今崎 匡裕	京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課 感染症企画担当課長	
	藤澤 稔	福知山市保健福祉部健康医療課長 兼 休日急患診療所事務次長	
	小山 烈	井手町保健センター 所長、 井手町地域包括支援センター 所長	
	時田 和彦	京都府南丹保健所 所長	

合計 13名

※委員交代のあった団体等は下線部で示しています。

京都府肝炎対策協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 京都府の肝炎対策の関係者が連携し、対策を推進するため、京都府肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 協議会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府における肝炎対策の現状・課題及び推進の方向性に関すること。
- (2) その他、京都府における肝炎対策のあり方に関すること。

(委員の要件等)

第3条 協議会の委員は、肝炎に関する専門家、医療従事者、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにその家族又は遺族で構成する団体等より推薦のあった者とする。

2 委員は、15名以内とする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の議事を運営する。
3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、知事が招集する。

(意見の聴取)

第7条 知事は、協議会において、必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。